

令和3年4月28日

(仮称)第2期子ども・若者の未来応援プラン策定作業方針

1 策定に向けた考え方

(1) 背景

- 少子高齢化の進展や核家族化、人口減少社会の到来、コロナウイルス感染症拡大の影響などの社会状況の変化に加え、若い子育て世代の流入、共働き世帯の増加などに伴い、**子ども・若者や子育て家庭を取り巻く環境は急速に変化**しています。
- こうした中、児童虐待、いじめ、不登校やニート・ひきこり、非行、犯罪被害など困難を抱える子ども・若者や、子育てに不安や負担を感じる家庭も増えていることから、子ども・若者や子育てに悩む子育て家庭が孤立しないように、**地域が寄り添い、子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり**が求められています。
- こうした背景から、各法令に基づき、市町村に各分野別計画の策定が求められています。

国の動き

	根拠法等	計画
平成15年	次世代育成支援対策推進法の制定	次世代育成支援対策に関する計画
平成22年	子ども・若者育成支援推進法の施行	市町村子ども・若者計画
平成24年	子ども・子育て支援法の制定 児童福祉法の改正	市町村子ども・子育て支援事業計画 保育所等の「市町村整備計画」
平成30年	新・放課後子ども総合プランの策定	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に係る 「市町村行動計画」
令和元年	子どもの貧困対策の推進に関する法律 の改正	子どもの貧困対策についての計画（市町村計画）

(2) 計画策定の趣旨

- 「子ども・若者の未来応援プラン」は9つの分野別計画を包含しており、さらに、「社会的養育推進計画」を一体化するにあたっては、**国の指針・大綱等の内容を適切に反映するとともに、包含する各計画の考え方や紐づく事業を明確化し、**市民にわかりやすいものとする必要があります。
- こうしたことから、「川崎市総合計画」の基本戦略2の「どこよりも子育てしやすいまち」をめざし、**教育分野との連携はもとより、関連する他分野の行政計画や施策とも連携しながら、**子ども・若者への支援や子育て支援を総合的に推進するため、市民にわかりやすく、伝わりやすい計画として、「(仮称)第2期子ども若者の未来応援プラン」を策定します。

分野別計画の策定経過

	策定計画	一体化した計画
平成26年2月	児童家庭支援・虐待対策行動計画	
平成27年3月	子どもの未来応援プラン（次世代育成支援対策に関する計画）	母子保健計画、保育基本計画（市町村子ども・子育て支援事業計画・保育所等の「市町村整備計画」）、ひとり親家庭等自立促進計画
平成28年3月	子ども・若者ビジョン（市町村子ども・若者計画）	
平成30年3月	子ども・若者の未来応援プラン	児童家庭支援・虐待対策行動計画、子どもの未来応援プラン、子ども・若者ビジョン
令和2年2月	社会的養育推進計画	（仮称）第2期「子ども・若者の未来応援プラン」の策定と併せ、統合する方向で検討

(3) 計画の構成等

① 計画の位置づけ

多分野に展開する子ども・若者及び子育て支援に関する施策の総合的な推進に向けて、「子ども若者の未来応援プラン」と「社会的養育推進計画」を一体化するとともに、「川崎市総合計画第3期実施計画」との整合性を図りながら、「かわさき教育プラン」をはじめとした、こども施策に関連する分野別計画や施策との連携を踏まえて、計画の位置づけを検討します。

(仮称) 第2期子ども若者の未来応援プランに包含する計画

計画名	根拠
次世代育成支援対策に関する計画（市町村行動計画）	次世代育成支援対策推進法
市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法
保育所等の整備に関する計画（市町村整備計画）	児童福祉法
母子家庭等の自立促進に関する計画（自立促進計画）	母子及び父子並びに寡婦福祉法
市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法
放課後子ども総合プラン市町村行動計画	新・放課後子ども総合プラン
子どもの貧困対策についての計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律
社会的養育推進計画	児童福祉法
母子保健計画	母子保健計画策定指針
児童家庭支援・虐待対策行動計画	—

② 計画期間

本計画は、中期の具体的な取組を定めた「川崎市総合計画第3期実施計画」との整合性を図るため、計画期間を4年間とするとともに、国の動向や本市の社会経済状況などに柔軟に対応できるよう、策定作業の中で、計画の体系や構成の具体的な検討を進めます。

2 計画の概要

(1) 名 称

- 「(仮称) 第2期子ども若者の未来応援プラン」とし、副題も含めて検討します。

(2) 計画期間

- より実効性の高い計画とするため、「川崎市総合計画第3期実施計画」との整合性を図り、**令和4年度から令和7年度までの4年間**とします。
- ただし、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」など、国において計画期間等に定めがあり、見直し等が必要な場合には、柔軟な対応ができるように、**量の見込みと確保方策を別の章立てとする現行プランの構成は踏襲すること**とします。

(3) 構 成

- 概ね、以下の内容を記載する方向で策定作業を推進します。
 - ① 総論…第1章・第2章（策定の趣旨、本市の社会状況、子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況など。）
 - ② 計画の枠組み…第3章・第4章（計画体系、基本理念・基本目標、計画推進の考え方など。）
 - ③ 各論…第5章・第6章・第7章・第8章（施策の具体的な展開、量の見込みと確保方策、計画の進行管理など。）

現行プランとの構成比較

	現行プラン	新プラン
1章	計画の目的・趣旨	計画の目的・趣旨
2章	現状と課題	現状と課題
3章	考え方	考え方
4章	事務事業、施策体系図	包含する計画の考え方
5章	「貧困、虐待、困難な課題を持つ子ども・若者への支援」の考え方、取組	事務事業、施策体系図
6章	量の見込みと確保方策	「貧困、虐待、困難な課題を持つ子ども・若者への支援」の取組
7章	進行管理	量の見込みと確保方策
8章	—	進行管理

3 策定作業の基本的な進め方と策定推進体制

(1) 策定作業の基本的な進め方

① 計画の構成等の検討

以下の内容を踏まえ、計画の体系や構成を検討します。

- 「川崎市総合計画第3期実施計画」との整合

● 「子ども若者の未来応援プラン」と「社会的養育推進計画」の一体化

→社会的養育推進計画についても、各分野別計画のこれまでの取組状況、包含する計画の考え方、事務事業、量の見込みと確保方策について、包含する他の計画と同様に記載します。

● 包含する各計画の考え方や紐づく事業の明確化

→包含する各計画の考え方を記載します。施策の領域が複数にまたがる場合は、施策の方向性（計画期間における方向性）も記載します。

→包含する各計画に紐づく事務事業について、施策体系図に記載します。

② 本市の社会状況、子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況を踏まえた施策の検討

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来などの社会経済状況や本市を取り巻く子ども・若者、子育て家庭を取り巻く環境は急速に変化しており、子育てに不安や負担を感じる家庭への支援や困難を抱える子ども・若者への支援を充実するとともに、児童虐待や待機児童対策などの子ども・若者、子育て家庭を取り巻く課題への適切な対応を図ります。

③ 国の子ども・若者に関する施策の動向を踏まえた検討

「（仮称）第2期子ども若者の未来応援プラン」は、多分野に展開する子ども・若者及び子育て支援に関する施策の総合的な推進を図るため、多くの分野別計画を含む計画となることから、包含する各計画に対する国の指針・大綱等における必要な事項を適切に反映し、ひとり親施策、子どもの貧困対策、虐待対策等、国の動向や地域の状況も踏まえながら、策定作業を進めます。

④ 「かわさき教育プラン」をはじめとした、こども施策に関連する分野別計画との連携

本市総合計画の基本戦略2の「どこよりも子育てしやすいまち」をめざし、教育分野との連携はもとより、関連する他分野の行政計画とも連携しながら、ライフステージに

応じた切れ目のない子ども・若者への支援や子育て支援を総合的に推進するため、本計画の策定作業を進めます。

(2) 策定推進体制

① 川崎市こども施策庁内推進本部会議（庁内）

「（仮称）第2期子ども若者の未来応援プラン」の策定に関する事項は、子ども・子育て支援に関する各種施策を推進するため、副市長をトップとして関係局で構成した「こども施策庁内推進本部会議」において策定を進めます。

② 審議会からの意見聴取及び助言

「川崎市子ども・子育て会議条例」で「市町村子ども・子育て支援事業計画」に関する事項は、「子ども・子育て会議」の所掌となっているほか、本市では、これまでも、各種のこども施策の推進に関する事項については、「子ども・子育て会議」から意見や助言をいただきながら、施策を推進してきたことから、「（仮称）第2期子ども若者の未来応援プラン」は、「子ども・子育て会議」からの意見等を踏まえて策定を進めます。

4 子ども・若者の未来応援プラン策定スケジュール概要

令和3年	4月	「（仮称）第2期子ども・若者の未来応援プラン策定作業方針」の策定
	4月～8月	「子ども・若者の未来応援プラン」の年度評価（令和2年度） 「社会的養育推進計画」の年度評価（令和2年度）
	11月	「（仮称）第2期子ども・若者の未来応援プラン素案」の策定・公表
	11月～12月	素案パブリックコメントの実施
令和4年	3月下旬	「（仮称）第2期子ども・若者の未来応援プラン」の策定・公表